

# 長期収載品にかかる選定療養費のお知らせ

令和6年度の診療報酬改定に基づき、院内処方(入院患者は除く)、院外処方については令和6年10月から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の処方を希望される場合は、選定療養費として自己負担が発生します。

## 【対象となる場合】

先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、選定療養費として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

## 【対象から除外されるケース】

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、選定療養費の自己負担は発生しません。

後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っただけのお薬です。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

参考：厚生労働省資料 [令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み](#) (PDF)

